

令和5年度「旭川未来創造ポスト(アイデアポスト)」検討結果一覧

No.	受付月日	意見概要	担当課	検討結果	検討内容
67	11/6	<p>【放課後児童クラブの機能充実について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブの有料オプションとして、塾や習い事の送迎を実施してはどうか。</li> <li>・塾やピアノ教室、タクシー会社と連携して実施してはどうか。</li> </ul>	こども育成課	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により留守となる家庭の児童に「適切な生活及び遊びの場を提供する」事業であることから、クラブ外での任意の活動の支援をすることは事業の本旨から外れてしまいます。</li> <li>・会員制の組織で育児に係る援助を行っているファミリー・サポートセンター事業では、公共サービスである「保育施設へ送迎」がメニューとしてありますが、習いごとなど個人的な活動への送迎は適用外です。</li> <li>・子どもにとっての学校外の活動の重要性は認識しておりますが、そうした活動の選択や実施は個々の家庭によるものであり、特定の塾や習いごとへの対応は困難です。</li> </ul> <p>なお、子育て向けタクシーサービスについては、旭川中央交通など2社が「子育てタクシー」を行っており、「子育てガイドブック」にも掲載しておりますので御参照ください。</p>
68	11/13	<p>【コストコの誘致について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市の目玉として、コストコを誘致してほしい。</li> </ul>	経済交流課	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コストコの出店には半径10キロメートルの人口が50万人以上などの条件があり、集客の見込みや採算性などについて、民間事業者において十分に検討されるものです。</li> <li>また、当該店舗が出店する場合、本市や周辺の自治体を含め地域に与える影響等について慎重に検討し、適切に対応する必要があるものと考えております。</li> <li>コストコをはじめ大型店舗の誘致については、他自治体の事例などを調査しながら、事業者が出店しやすい環境づくりの方策を検討してまいります。</li> </ul>
69	11/14	<p>【自立準備ホームを活用したまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・刑務所出所者等の自立支援のため、自立準備ホームに利用できる場所、家を紹介してほしい。</li> </ul>	建築指導課	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家を自立準備ホームとして活用する場合は、その空き家の所有者の合意が不可欠です。</li> <li>自立準備ホームとして活用しようとする空き家が適切に管理されていない場合には、適切に管理するよう指導することと併せて、所有者に対して利用の意向を伺うことは可能です。</li> <li>また、空き家の立地条件によっては、建築基準法により自立準備ホームとして利用できない場合もあります。</li> </ul>
			福祉保険課	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市有施設については、具体的な施設機能や規模について不明であるものの、現時点で貸付中や除却予定のものを除き貸付可能な自立準備ホームに適すると考えられる建物はないと思われず。</li> </ul>
70	11/16	<p>【図書館の返却窓口の旭川駅への設置について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館で借り入れた本について、旭川駅に返却窓口やポストを設けてはどうか。</li> </ul>	中央図書館	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御提案の彫刻美術館ステーションギャラリーへの図書返却窓口やポストの設置については、図書回送やポスト設置に要する費用及び同ギャラリー職員の業務内容の調整が必要なほか、返却図書やポストの管理運用方法を定める必要があるなどの課題があります。</li> <li>実施には時間を要しますが、他の公共施設への設置の可能性も含めて、これらの課題の解決に向けて検討してまいります。</li> </ul>

令和5年度「旭川未来創造ポスト(アイデアポスト)」検討結果一覧

No.	受付月日	意見概要	担当課	検討結果	検討内容
71	11/17	【彫刻美術館について】 ・彫刻美術館の白い壁をプロジェクションマッピングに利用し、市のPR等を行ってはどうか。	文化振興課	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>旭川市彫刻美術館は、白い壁が印象的な木造二階建の建物で、北海道における洋風の本格的なクラブ建築としての特徴をもち、意匠も優れていることから、1989（平成元）年5月19日に国の重要文化財の指定を受けています。</li> <li>プロジェクションマッピングを利用したイベントを実施するという御意見は、非常に魅力的な提案であり、事業化することで彫刻美術館の周知、観覧者の増加が期待できると考えております。</li> <li>実施に当たっては、道路や公園の管理者など関係者との調整・協議や周辺住民への説明、更には、財源確保などの課題があります。</li> </ul> <p>また、一定程度の集客が見込まれることから、まちの活性化という観点で、効果的・効率的に実施できる相応しい場所がほかにないかも含め、市内全体で検討する必要もあると考えます。</p>
72	11/29	【空き家を利用した、保護猫避難所について】 ・空き家を猫の保護施設として利用し、生活保護受給者にボランティアで猫の世話を依頼してはどうか。	建築指導課	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家を猫の保護施設として活用する場合は、その空き家の所有者の合意が不可欠です。保護施設として活用しようとする空き家が適切に管理されていない場合には、適切に管理するよう指導することと併せて、所有者に対して動物保護施設としての利用の意向を伺うことは可能です。</li> <li>また、空き家の立地条件によっては、建築基準法により動物保護施設として利用できない場合もあります。</li> </ul>
			動物愛護センター	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家を利用した一時保護施設の利用につきましては、様々な課題があり、難しいと考えております。</li> <li>理由といたしまして、においや騒音などで周辺環境へ影響があることや防犯上の問題などがあること、また、適切に管理されておらず、安全性に問題がある空き家も中にはあることなどがあります。</li> <li>殺処分数を減らしていくためには、保護場所を増やしていくことよりも、収容される動物を減らすことが重要であり、飼い主が最期まで責任持って飼う、万が一飼えなくなった際は新しい飼い主を自分で探す、という飼い方の普及啓発をしていくことが大事だと考えております。</li> <li>今後も旭川市動物愛護条例やたいせつどうぶつ愛護憲章を踏まえ、動物に優しいまちを目指し、普及啓発など動物愛護の取組を進めてまいります。</li> </ul>
			生活支援課	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>旭川市では、生活保護を受給しており、まだ就労に向けた準備が整っていない方に対して、その方の段階に応じた社会参加のための様々な支援（有償ボランティア、就労体験等）を行っております。</li> <li>生活保護者が社会的なボランティア活動に参加することは、主に精神的な課題から就労が困難になっている保護者にとって社会との関わりを促進するための一助になると考えられます。御提案の「空き家を利用した保護猫避難所」については、生活保護者の方が積極的に参加できるボランティア活動の一つの形として、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>

令和5年度「旭川未来創造ポスト(アイデアポスト)」検討結果一覧

No.	受付月日	意見概要	担当課	検討結果	検討内容
73	11/30	【がん患者へのウィッグ助成について】 がん患者等へのウィッグ費用の助成を行い、がんについて正しく知る機会を増やし、困っている人の支えになる取組を広げることにつなげてほしい。	健康推進課	実施予定	・がんになり患され、治療等に伴う外見の悩みを抱えている方の外見の変化やこころのつらさが軽くなることで、就労等の社会参加を継続し、療養生活の質が向上するよう支援するため、令和6年度からウィッグや胸部補整具等のアピランスケア用品購入費用の補助制度の実施を予定しています。
			地域医療連携課	実施済	・市立旭川病院では、がん治療中の外見変化にお悩みの方の専門外来として、アピランスケア外来を設置しております。 当外来ではウィッグや爪ケア、乳がん手術後の下着相談等、患者様が周囲との人間関係を保ち、安心して社会の中で生活するために必要な支援を行っており、そうした取組の中でウィッグ購入等に利用できる補助制度等があれば御紹介させていただきます。
74	12/6	【花木を用いたまちづくりについて】 ・街中の雰囲気良くするために、花や木を取り入れたまちづくりを行ってはどうか。	公園みどり課	参考受領	・みどりとのふれあいは安らぎや潤いを与え、美しい都市景観を生み出します。本市では、市民による道路等の花壇づくりを支援し、市民と協働による地域緑化を進め、緑豊かなまちづくりを推進することを目的として、花株や土壌改良材（腐葉土）等の資材支援を行っています。今後も、道路花壇など花や緑によるまちづくりを市民との協働により進めてまいります。